備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 ［一～六　略］ 七　国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））　経験者採用試験のうち、第二条第七号イに掲げる官職への採用を目的としたもの 八　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第七号ロ又はハに掲げる官職への採用を目的としたもの 九　観光庁経験者採用試験（係長級）　経験者採用試験のうち、第二条第八号に掲げる官職への採用を目的としたもの 十　気象庁経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第九号に掲げる官職への採用を目的としたもの	備考　［同上］ ［一～六　同上］ 七　経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）　経験者採用試験のうち、第二条第七号に掲げる官職への採用を目的としたもの 八　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第八号に掲げる官職への採用を目的としたもの 九　観光庁経験者採用試験（係長級）　経験者採用試験のうち、第二条第九号に掲げる官職への採用を目的としたもの 十　気象庁経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第十号に掲げる官職への採用を目的としたもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、令和五年四月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第二十三号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百七十一円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　（略） 三　給付事務人件費算定基礎額　五百一円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 四　（略） 五　免除事務人件費算定基礎額　千三百七十三円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 六～十　（略）	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百七十四円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　（略） 三　給付事務人件費算定基礎額　五百三円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 四　（略） 五　免除事務人件費算定基礎額　千三百八十円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 六～十　（略）